
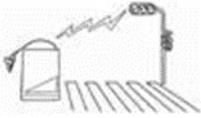








日常生活用具品目一覧

【品目表の区分】

視…視覚障害 聴…聴覚障害 言…音声言語機能障害 肢…肢体不自由
 難…難病患者 知…知的障害 精…精神障害 平…平衡機能障害
 腎…腎臓機能障害 呼…呼吸器機能障害 直…直腸機能障害
 膀…膀胱機能障害 身…身体障害 児…児童(18歳未満) 者…大人(18歳以上)

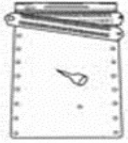




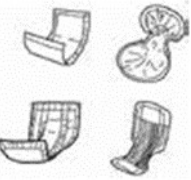
品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
視覚障害者用 ポータブルレコーダー 	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
視覚障害者用 テープレコーダー 	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	26,000	2年
視覚障害者用時計 	視	者	視覚障害2級以上のかた	触読式 10,300 音声式 13,300	触読 10年 音声 5年
点字タイプライター 	視	児者	視覚障害2級以上で就学又は就労若しくは就労が見込まれるかた	63,100	5年
視覚障害者用体温計(音声式) 	視	児者	視覚障害2級以上で学齢児以上のかた	9,000	5年
視覚障害者用体重計 	視	者	視覚障害2級以上のかた	18,000	5年
視覚障害者用拡大読書器 	視	児者	視覚障害であって本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上のかた	198,000	8年


品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
歩行時間延長信号 機用小型送信機 	視	児者	視覚障害 2 級以上で学齢児以上のかた	7,000	10 年
点字ディスプレイ 	視	者	視覚障害 2 級以上であって、必要と認められるかた	383,500	6 年
視覚障害者用活字 文書読上装置 	視	児者	視覚障害 2 級以上で学齢児以上のかた	99,800	6 年
IC タグレコーダー	視	児者	視覚障害 2 級以上で学齢児以上のかた	99,800	6 年
聴覚障害者用 屋内信号装置 	聴	者	聴覚障害 2 級のかた	87,400	10 年
			火災警報器の受信機(就寝時専用又は壁掛け型)は、聴覚障害 2 ～ 3 級のかた	26,250 火災警報器と併せて助成する場合は 22,300	10 年
聴覚障害者用 通信装置 (ファクシリ等) 	聴	児者	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するかたであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上のかた(世帯で 1 台まで)	71,000 ファクシリは 20,000	5 年
聴覚障害者用 情報受信装置 	聴	児者	聴覚障害でテレビの視聴に必要と認められるかた	88,900	6 年
★便器(原則として手すり付/取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く) 	肢難	児者	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の学齢児以上のかた ② 難病患者で常時介護を要するかたで学齢児以上のかた	9,850 手すり付でない場合は 4,450	8 年

品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
★特殊マット 	肢 難	児 者	① 下肢又は体幹機能障害 1 級の 身体障害者で常時介護を要する かた ② 下肢又は体幹機能障害 2 級以 上で 3 歳以上の児童 ③ 重度又は最重度の知的障害で 3 歳以上のかた ④ 難病患者で寝たきり状態の 3 歳以上のかた	35,000	5 年
★特殊寝台 	肢 難	児 者	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以 上（3 歳以上）であるかた ② 難病患者（3 歳以上）で寝たき りの状態のかた	154,000	8 年
訓練いす 	肢	児	下肢又は体幹機能障害が 2 級以 上で 3 歳以上の児童	33,100	5 年
特殊便器（取替えにあ たり住宅改修を伴うもの を除く） 	肢 難	児 者	① 上肢障害 2 級以上の学齢児以 上のかた ② 難病患者で上肢機能に障害が ある学齢児以上のかた	151,200	8 年
訓練用ベット 	肢 難	児	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以 上の学齢児以上の児童 ② 難病患者で下肢又は体幹機能 に障害のある学齢児以上の児童	159,200	8 年
★特殊尿器 	肢 難	児 者	① 下肢又は体幹機能障害 1 級の 学齢児以上で常時介護を要する かた② 難病患者で自力で排尿で きない学齢児以上のかた	67,000	5 年
入浴担架 	肢	児 者	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 で入浴に介護を要する 3 歳以上 のかた	82,400	5 年
★体位変換器 	肢 難	児 者	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以 上の学齢児以上のかたで下着交 換等介護を要するかた ② 難病患者で寝たきりの状態 である学齢児以上のかた	15,000	5 年

品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
携帯用会話補助装置 	言肢	児者	音声・言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上のかた	98,800	5年
★入浴補助用具(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く) 	肢難	児者	①下肢又は体幹機能障害で入浴に介護を要する3歳以上のかた ②難病患者で入浴に介護を要する3歳以上のかた	90,000	8年
★移動用リフト(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く) 	肢難	児者	①下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上のかた ②難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある3歳以上のかた	159,000	4年
★移動支援用具(手すり、スロープ等/設置にあたり住宅改修を伴うものを除く) 	平肢	児者	①平衡機能、下肢又は体幹機能障害の3歳以上のかた ②難病患者で下肢が不自由な3歳以上のかた	60,000	8年
★居宅生活動作補助用具 ・手すり取り付け ・段差解消 ・滑り止め ・床・通路材料変更 ・引き戸等への改修 ・洋式便器等への改修 ・浴槽の交換 ・流し及び洗面台の交換 ・上記の付帯的な改修	肢視難	児者	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上で学齢児以上のかた ②上肢障害又は視覚障害2級以上で学齢児以上のかた ③難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある学齢児以上のかた	500,000	—
透析液加温器 	腎	児者	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法の透析療法を行う3歳以上のかた	51,500	5年
酸素ボンベ運搬車 	呼者	者	身体障害者で公的医療保険における在宅酸素療法を行うかた	17,000	10年

品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
ネブライザー(吸入器) 	呼肢難	児者	①呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害児者(肢体不自由1級に限る)であって、必要と認められる学齢児以上のかた	36,000	5年
電気式たん吸引器 	呼肢難	児者	②難病患者であって呼吸器機能障害がある学齢児以上のかた ※保護者が常時対応できる場合は学齢児未満でも可 ③音声機能障害であって、咽頭又は喉頭を摘出しているかた	56,400	5年
非常用電源	身難	児者	①身体障害者、身体障害児 ②難病患者 ①又は②で人工呼吸器の装着が必要なかた	100,000	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難	児者	人工呼吸器の装着が必要な難病患者のかた	157,500	5年
頭部保護帽 	肢知精	児者	①身体障害児者で脳性麻痺や失調症等で立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するかた ②知的障害児者又は精神障害者でてんかん発作等により頻繁に転倒するかた	36,750	3年
火災警報器 	聴者	者	聴覚障害3級以上で火災発生の感知が著しく困難なかた	15,500	8年
自動消火器 	身知精難	児者	①身体障害2級以上 ②重度又は最重度の知的障害 ③精神障害1級 ④難病患者 ①～④で火災発生の感知及び避難が著しく困難なかた	28,700	8年
電磁調理器 	視者	者	視覚障害2級以上のかた	41,000	6年
情報・通信支援用具 	視肢	児者	①視覚障害2級以上で学齢児以上のかた ②上肢障害2級以上で学齢児以上のかた	100,000	5年

品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
点字器 	視	児者	視覚障害で学齢児以上のかた	10,720	5年
点字図書 	視	児者	主に情報の入手を点字によっている視覚障害で学齢児以上のかた※年間6タイトル又は24巻が限度		
人工喉頭 	言	児者	音声・言語機能障害児者で喉頭摘出し、人工喉頭を使用することにより、発声が可能になるかた	笛式 5,150 気管カニューレ付 8,350 電動式 72,210	笛式 4年 電動 5年
収尿器 	肢	児者	身体障害児者で脊髄損傷等により排尿障害のあるかた	8,930	1年
ストーマ装具 	直腸	児者	直腸機能障害児者(ストーマ装具又は洗腸装具)	消化器系 8,860/月 洗腸装具 12,000/6月	
			膀胱機能障害児者	尿路系 11,640/月	
紙おむつ, サラシ, ガーゼ, 脱脂綿 	直腸 肢知	児者	身体障害児者(3歳以上)で①～③のいずれかに該当するかた ①著しい皮膚のびらんのためストーマを装着することができないかた ②二分脊椎等の先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿若しくは高度の排便機能障害があるかた ③脳性まひ等脳原性運動機能障害のあるかたでア～オ全ての要件を満たすかた ア)排尿又は排便の意思表示が困難 イ)装具, 車椅子等を使用しても自力で移動し便座に座ることが困難 ウ)定時排泄が困難で恒常的に紙おむつが必要 エ)身体障害者手帳1級かつ療育手帳重度又は最重度 オ)脳性まひ等脳原性運動機能障害が4歳未満での発症		未就学児 10,000/月 学齢児以上 12,000/月

品目 ★介護保険優先	区分		対象者 ※等級は個別等級	限度額 (円)	耐用 年数
杖 	肢	児者	身体障害児者で移動障害で歩行に杖を必要とする学齢児以上のかた	4,410	3年

(イラスト出典) 公益財団法人テクノエイド協会